

第12章 補償説明

(補償説明)

第124条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第125条 受託者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から、当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第126条 受託者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受託者は、現地踏査後に地元の事情に精通している者等(調査職員の指示による。)及び補償説明の対象となる権利者と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料等の作成等)

第127条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成
- 四 次に掲げる補償説明の関連図書の作成(様式については調査職員の指示による)
 - イ 補償金総括表
 - ロ 土地所有権の補償に関する内訳書
 - ハ 土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳書
 - ニ 土地に関する権利以外の補償に関する内訳書
 - ホ 補償金算定調書(案)
 - ヘ 土地売買に関する契約書等
 - ト 登記承諾書及び請求書
 - チ その他調査職員が指示するもの

(権利者に対する説明)

第128条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること

二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に、補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第129条 受託者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第18号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第130条 受託者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、その都度調査職員に報告するものとする。

2 受託者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに調査職員にその旨を報告するものとする。

3 受託者は、権利者が説明を受けつけない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等がある場合は、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。